

○那須塩原市火葬場使用料助成事業実施要綱

平成18年3月31日

告示第59号

改正 平成27年1月29日告示第12号

平成28年6月10日告示第132号

平成28年11月14日告示第197号

(目的)

第1条 この告示は、大田原市火葬場の使用者（以下「使用者」という。）に対し、使用料の一部を助成することにより、火葬場使用料の公平性を図ることを目的とする。

(平28告示197・一部改正)

(対象者)

第2条 この告示において助成の対象となる「使用者」は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 火葬炉又は待合室の使用者で、次のいずれにも該当するもの

ア 死亡者が那須塩原市民であること。

イ 那須塩原市のうち旧黒磯市の区域の使用料を支払った者であること。

(2) 汚物炉の使用者で、次のいずれにも該当するもの

ア 火葬場使用許可申請者が那須塩原市民であること。

イ 那須塩原市のうち旧黒磯市の区域の使用料を支払った者であること。

(平28告示132・全改、平28告示197・一部改正)

(助成額)

第3条 使用者がこの事業の助成を受ける場合の助成額は、別表のとおりとする。

(助成の申請及び実績報告)

第4条 使用料の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火葬場使用料助成申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼実績報告書は、火葬場を使用した日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。

(平27告示12・一部改正)

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、別表により助成金の交付を決定し、額を確定の上、火葬場使用料助成交付決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(平27告示12・平28告示132・一部改正)

(助成金の請求)

第6条 前条の規定による通知を受け、助成金の交付を受けようとする者は、速やかに火葬場使用料助成金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(平27告示12・追加)

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その決定を取り消し、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(平27告示12・追加)

(助成台帳)

第8条 市長は、火葬場使用料助成台帳（様式第4号）を備え、火葬場使用料の助成の状況を明確にしておかなければならない。

（平27告示12・旧第6条繰下・一部改正）

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平27告示12・旧第7条繰下）

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月29日告示第12号）

この告示は、平成27年1月29日から施行する。

附 則（平成28年6月10日告示第132号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年6月10日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に黒磯那須共同火葬場又は大田原市火葬場を使用した者に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年11月14日告示第197号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に黒磯那須共同火葬場を使用した者に係る助成については、なお従前の例による。

別表（第3条、第5条関係）

（平28告示197・全改）

	区分	助成額	
		火葬炉	待合室
項目	13歳以上	6,000円	3,500円
	13歳未満	3,000円	
	死産児	2,000円	
	汚物炉	1,000円	

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

火葬場使用料助成申請書兼実績報告書

那須塩原市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

死亡者との続柄 （ ）

火葬場使用料の助成を受けたいので、那須塩原市火葬場使用料助成事業実施要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

火葬場使用年月日	年 月 日	
使用した火葬場名	大田原市火葬場	
死亡者	住 所	
	氏 名	
	死亡時の年齢	満 歳
支払った使用料	火葬炉使用料	円
	待合室使用料	円
	使用料合計	円

※この欄には、記入しないでください。

1 要綱別表による火葬炉使用料助成額 = 円
2 要綱別表による待合室使用料助成額 = 円
※ 合計助成額 = 円

担当者確認

⑩

様式第2号（第5条関係）

第 号

申請者 住 所
氏 名 様

火葬場使用料助成交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった火葬場使用料助成金については、次のとおり交付を決定し、額を確定しましたので、那須塩原市火葬場使用料助成事業実施要綱第5条の規定により通知します。

助成金額 円

年 月 日

那須塩原市長

印

※ 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けていると認めるときは、当該交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

火葬場使用料助成金請求書

那須塩原市長 様

請求者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

火葬場使用料助成金について、那須塩原市火葬場使用料助成事業実施要綱第6条の規定により次のとおり請求します。

請求金額 円

<振込先>

金融機関	種別	口座番号	口座名義
銀行・信用金庫 信用組合・農協	普通・当座		(フリガナ)
本店 支店 出張所			

※口座名義が請求者と異なる場合は委任状が必要となりますので、次の欄に記入してください。

委任状

私は、次の者を代理人と定め、年度火葬場使用料助成金に係る受領の権限を委任します。

受任者（代理人） 住 所

氏 名

年 月 日

委任者 住 所

氏 名 ㊟

※委任者本人が記入（自署）の上、押印してください。

様式第1号（第4条関係）

（平28告示197・全改）

様式第2号（第5条関係）

（平27告示12・全改）

様式第3号（第6条関係）

（平27告示12・全改）

様式第4号（第8条関係）

（平28告示197・全改）